

❖利用者負担の軽減（介護保険負担限度額認定申請）

●高額介護(介護予防)サービス費

介護保険サービスにかかった費用の1割は利用者負担ですが、その利用者負担が一定の上限金額(※下記参照)を超えた場合については、お住まいの区の区役所の介護保険の窓口で申請することにより、高額介護サービス費として支給されます。なお、区役所の介護保険窓口に一度申請していただくと次回からは手続きを行わなくても1か月に一定の上限金額(※下記参照)を超えた利用者負担がある月においては、自動的に計算し支給されます。

■高額介護(介護予防)サービス費の利用者負担段階と利用者負担上限額(1か月あたり)

利用者負担段階		利用者負担上限額
第1段階	○高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ○生活保護受給者	15,000円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方	
第3段階	世帯全員が市町村民非課税で、第2段階以外の方	24,600円
第4段階	第1段階～第3段階以外の方(世帯課税)	37,200円

●特定入所者介護(介護予防)サービス費

市民税非課税世帯等の方は、サービスを利用する際の食費・居住費(滞在費・宿泊費)について、所得に応じた負担限度額となります。なお、軽減を受けるには事前にお住まいの区の区役所の介護保険の窓口へ申請することが必要となります。ご利用の際は施設に提示してください。

■利用者負担段階と負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	負担限度額(日額)		
	食費	住居費	
		従来型個室	多床室
第1段階	300円	490円	0円
第2段階	390円	490円	370円
第3段階	650円	1,310円	370円
第4段階	1,380円	1,640円	370円

※表中の基準費用額から負担限度額を差し引いた分が、特定入所者介護サービス費として、大阪市から施設へ支払われます。

※利用者負担段階の所得状況は高額介護(介護予防)サービス段階と同じです。

介護療養型老人保健施設 サナティオ湯里